

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

【第 1 問】 次の【事例】を読んで、【設問 1】および【設問 2】に答えなさい。なお、各設問はいずれも記載内容が相互に関係のないものとして解答すること。（配点 30 点）

【事例】

Y株式会社（以下「Y会社」という。）は、取締役会設置会社であり、監査役会設置会社である。

Y会社の定款には、株主の議決権行使の代理人はY会社の株主に制限する旨の記載があった。

平成 28 年 3 月 30 日午前 10 時から、Y会社の第 149 回定時株主総会が開催された。株主総会招集通知には決議事項として、①第 1 号議案「剰余金の処分の件」【会社提案】、②第 2 号議案「取締役 3 名選任の件」【会社提案】、③第 3 号議案「退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件」【会社提案】、④第 4 号議案「取締役 3 名選任の件」【株主提案】、⑤第 5 号議案「退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件」【株主提案】が記載又は記録されていた。

当該株主総会において、①の議案は、出席株主からも異論はなく、原案通り承認可決された。

②及び④の議案に関して、会社提案の取締役候補者 3 名が承認可決された。

③の議案である会社提案では、「当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。」とする内容であった。

これに対して、⑤の議案である株主提案では、退任取締役 3 名につき、各自の具体的な退職慰労金の額を株主総会において提示することを求める内容であったが、会社提案通り承認可決された。

なお③の会社提案の内容は、これまでの慣行であり、上記の「当社所定の基準」は株主にその情報は開示されており、合理的な算定基準である。

【設問 1】 Y会社の総株主の議決権の 1%を保有する株主Aは病氣療養中のため、当該株主総会に出席することが難しかった。そこで、Aは、Aの長男であるが、Y会社の株主ではない、Bを代理人とする委任状を作成し、Bが当該委任状をY会社に提出した。当該株主総会においてBは、会社提案に賛成の議決権の代理行使を行った。

Y会社の株主であるXは、Y会社の株主でないBに議決権の代理行使を認めたことを理由に、取締役 3 名の選任決議に関して株主総会決議取消しの訴えを提起した。Xの請求は認められるか説明しなさい。

【設問 2】 Y会社の株主であるXは退職慰労金の具体的な金額の提示がなされていないことを理由に、退職慰労金贈呈の決議に関して株主総会決議無効確認の訴え及び株主総会決議取消しの訴えを提起した。Xの請求は認められるか説明しなさい。

【第 2 問】 下記の①～⑤の記述が正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記しなさい。なお、問題文に明示していない限り、定款には別段の定めはないものとする。（配点 20 点）

① 判例の趣旨によれば、臨時株主総会において、株主提案による取締役を解任する旨の議案を否決する株主総会決議について、株主総会決議取消の訴えを提起することは、適法に認められる。

② 判例の趣旨によれば、非上場会社において会社法 785 条 1 項に基づく株式買取請求がされ、裁判所が収益還元法を用いて株式の買取価格を決定する場合に、非流動性ディスカウントを行うことはできない。

③ 判例の趣旨によれば、株式会社の代表取締役が取締役会の決議を経ないで重要な業務執行に該当する取引をした場合、取締役会の決議を経ないことを理由とする同取引の無効は、原則として、会社だけでなく、会社以外の者も当該無効を主張することができる。

④ 判例の趣旨によれば、取締役会設置会社である株式会社の取締役が当該株式会社の全株式を保有し、当該株式会社の事業が実質上当該取締役の個人経営のものにすぎない場合であっても、当該株式会社が当該取締役に対して金銭の貸付けをするためには、当該貸付けに関する取締役会の承認が必要となる。

⑤ 判例の趣旨によれば、新株発行無効の訴えにおいて、会社法 828 条 1 項 2 号の出訴期間経過後に新たな無効の事由を追加して主張することは、これが時機に後れた攻撃防御方法に該当しなくとも、認められない。